熊本地方労働審議会

令和８年度第１回熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会

議事録

１　日　時　令和８年６月８日（月）　13 時 30 分～15 時 00 分

２　場　所　熊本地方合同庁舎Ａ棟１階　記者会見室

３　出席者

（公益代表委員）髙山委員

（家内労働者代表委員）加藤委員、小材委員、森田委員

（委託者代表委員）前田委員、松本委員、山下（学）委員

【事務局】斉藤労働基準部長、清水賃金室長、田尻賃金指導官、堀田専門監督官、中野賃金調査員

４　議　題

（１）部会長の選出及び部会長代理の指名について

（２）熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程（案）について

（３）会議の公開・非公開について

（４）熊本県電気機械器具製造業最低工賃の改正についての意見聴取結果について

（５）熊本県電気機械器具製造業最低工賃に関する実態調査結果について

（６）熊本県電気機械器具製造業最低工賃の改正審議について

（７）その他

５　議事内容

指導官　　ただ今から令和８年度熊本地方労働審議会、第１回熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。部会長選出までの間、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に当審議におきまして、本件の最低工賃の名称を「熊本県電気最低工賃」と省略させていただきますのでご了承願います。

それでは定足数の報告です。本日の出席委員は、公益代表委員１名、家内労働者代表委員３名、委託者代表委員３名、委員総数９名中７名の委員に参加いただいております。よって、地方労働審議会令第８条第３項に規定された定足数を満たしており、本会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、定足数の成立要件は委員の３分の２以上、又は公益、家内労働者、委託者の各代表委員の３分の１以上が出席していることが要件となっています。

次に資料の確認です。資料及び参考資料をそれぞれ１から５まで準備しておりますので、お手元の資料をご確認ください。不足がある場合は後ほどでも結構ですのでお申しつけください。

次に会議の公開についてです。参考資料１をご覧ください。熊本地方労働審議会運営規程第５条により、当専門部会は原則公開することとなっております。

事務局で傍聴希望者を公示しましたが傍聴の申込はありませんでした。

次に各委員と事務局の紹介をさせていただきます。

お手元の資料１をご確認ください。熊本県電気最低工賃専門部会委員名簿となります。氏名等に誤りがないかご確認いただき不備がありましたら事務局までお知らせください。

それでは委員の皆様をこの名簿に沿ってご紹介させていただきます。

なお、本日は公益代表委員の西村委員と山下委員におかれましては出席が叶いませんでしたのでご報告いたします。

まず、公益代表委員から髙山委員です。

（髙山委員　髙山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。）

次に家内労働者代表委員です。加藤委員です。

（加藤委員　加藤でございます。よろしくお願いいたします。）

小材委員です。

（小材委員　小材です。よろしくお願いいたします。）

森田委員です。

（森田委員　森田です。どうぞよろしくお願いいたします。）

次に委託者代表委員です。前田委員です。

（前田委員　前田と申します。よろしくお願いいたします。）

松本委員です。

（松本委員　松本です。よろしくお願いいたします。）

山下委員です。

（山下委員　山下です。よろしくお願いいたします。）

皆様よろしくお願いいたします。

続きまして事務局の紹介です。

労働基準部長です。

（部長　労働基準部長の斉藤でございます。委員の皆様におかれましては、本日は専門部会に御参集いただきありがとうございます。これから熊本県電気最低工賃の改正審議を賜ります。よろしくお願いいたします。）

賃金室長です。

（室長　賃金室長の清水です。よろしくお願いいたします。）

専門監督官の堀田です。

（専門監督官　堀田です。よろしくお願いいたします。）

調査員の中野です。

（調査員　中野です。よろしくお願いいたします。）

最後に私、指導官の田尻と申します。よろしくお願いいたします。

次に、委員の任命について少し説明させていただきます。参考資料２の審議会令をご確認ください。一番下の第７条から次のページに続きますが、当専門部会の委員につきましては、熊本地方労働審議会の委員及び臨時委員から会長が指名することとなっております。そして前のページに戻っていただきまして、一番上の委員等の任命、第３条第２項をご覧ください。「臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。」とされています。

そこで、当専門部会においては、専門知識が必要でございますので、会長からの指名に先立ちまして、まずは業界の関係者であられます加藤委員と小材委員を家内労働者側の臨時委員として、前田委員と山下委員を委託者側委員の臨時委員として熊本労働局長が任命し、その後熊本地方労働審議会の会長が、皆様を当専門部会の委員として指名されたという経緯になっております。

以上により、名簿に委員と臨時委員と表記しております。任命については以上です。

それでは、会次第に沿って議事を進めてまいります。

議題１「部会長の選出及び部会長代理の指名について」です。まず、部会長の選出ですが、参考資料２の地方労働審議会令第６条４項の規定により、「部会長は当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから。当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」こととされております。このことから公益代表委員の事前の打ち合わせで、部会長に「髙山委員」を推薦していただいておりますので、採決による部会長の選出を行わせていただきたいと思います。

部会長を髙山委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員　挙手）

ありがとうございます。

全会一致でご賛同をいただきましたので、髙山委員の部会長就任を決定させていただきます。

それでは髙山部会長に一言ご挨拶をいただき、部会長代理の指名、以後の進行をお願いしたいと思います。

部会長よろしくお願いします。

部会長　　部会長に選出いただきました髙山と申します。委員の皆様におかれましては双方納得感のある改正額を目指したいと思っておりますので、どうぞご協力のほど

よろしくお願いいたします。

早速ですが、部会長代理を指名したいと思います。参考資料２の地方労働審議会令第６条第６項の規定により「部会長代理は部会長が指名する。」となっております。本日都合により欠席されておられますが、私から山下雅裕美委員を指名させていただきたいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

（委員全員　是認）

ご承認ありがとうございます。それでは山下雅裕美委員にお願いしたいと思います。

それでは続きまして、議題２「熊本県電気最低工賃専門部会運営規程（案）について」です。事務局から説明をお願いします。

室長　　資料２をご覧ください。電気最低工賃専門部会の運営を行うため、電気最低工賃専門部会運営規程(案)を作成しております。第１条で専門部会の議事運営は、地方労働審議会令及び地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程によるとなっております。地方労働審議会運営規程は参考資料１のとおり第１条から第 14 条まで、地方労働審議会令は参考資料２のとおり第１条から第８条までを規定しておりますので後程ご確認いただけますようお願いします。

これら地方労働審議会の規定に不足する事項を規定（案）第２条で専門部会に属する委員は関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは各３名とする。第３条で部会長は部会で決議を行ったときは、その都度本審会長に報告しなければならないこと、４条にこの規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うと規定させていただいております。

まずは、電気最低工賃専門部会の運営につきまして、この運営規程（案）をこの部会で審議いただきますようお願いします。

部会長　　ご説明ありがとうございます。ただ今事務局より説明があった運営規程（案）について質問があられましたら挙手にてお知らせください。

（質問なし）

特にないようですので、ご承認ということでよろしいでしょうか。

（委員全員　是認）

ありがとうございます。それではご承認いただきましたので、（案）を消していただいて、当規程につきましては本日令和８年６月８日から施行するという形でご記入をお願いします。当規程により会を運営したいと思います。

それでは、次に議題３「会議の公開・非公開について」です。事務局から説明をお願いします。

室長　　参考資料１をご覧ください。熊本地方労働審議会運営規程第５条に会議は原則として公開することになっておりますが、但し書きで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開にすることができることになっています。

この規定は、同７条の規定により最低工賃専門部会に準用するとあり、「会長」は「部会長」と読み替えるものと規定されています。

以上です。

部会長　　ただ今、事務局より説明がありましたように会議は原則公開となっておりますが、最低工賃額の具体的な調査審議につきましては、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがございますので、参考資料１の運営規程第５条の但し書き基づき非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

（委員全員　同意）

それでは非公開ということで運用したいと思います。

次に議題４「熊本県電気最低工賃の改正に係る意見聴取結果について」です。事務局から説明をお願いします。

室長　　説明いたします。今年３月 10 日に第２回熊本地方労働審議会において電気最低工賃の改正の必要性ありとの答申をいただき、この答申を踏まえ、同日付けで参考資料３のとおり熊本労働局長から電気最低工賃の改正決定に係る諮問がなされております。この諮問を受けた同日付で参考資料４の家内労働法第 11 条第１項に基づき、熊本地方労働審議会会長名により関係家内労働者及び関係委託者からの意見聴取の公示を３月 24 日まで行いましたが、意見の申出はございませんでした。

以上です。

部会長　　ありがとうございました。関係家内労働者及び委託者からは意見がなかったということですね。それでは次の議題に進みたいと思います。

議題５「熊本県電気最低工賃に関する実態調査結果について」です。事務局から説明をお願いいたします。

室長　　資料３をご覧ください。熊本県電気最低工賃は、工程がカプラー差しを言います。規格は50㎝を超え２ｍ以下の電線が対象となり、工賃は電線1本につき55銭になります。効力発効は令和５年４月22日となっており　ます。資料４を

ご覧ください。１ページは実態調査の概要について記載しております。

「４」の調査件数等の「表Ａ」については、調査対象委託者は 19 者で、うち２者は未回答でした。未回答の委託者の家内労働者数は※印にありますように委託状況届に記載された家内労働者数から算出しております。「表Ｂ」については、回答のあった委託者 17 者のうち、最低工賃の適用を受ける３者とそれ以外で分けております。最低工賃の適用を受ける委託者３者の家内労働者 100 人のうち、電気最低工賃の適用を受ける家内労働者数は括弧書きの 54 人になります。

少し飛びますが９ページをご覧ください。電気最低工賃の対象品目は「ワイヤーハーネス」であり、その規格と対象業務は「50 センチを超え２メートル以下の電線について行うカプラー差し」となっています。下の対象業務略図の白色の物がカプラーで、これに電線の端子を差し込む作業になります。この図で言うと４本の端子を差し込んでいますので、55 銭かける４本で２円 20 銭の工賃になります。裏面はワイヤーハーネスの概要で、自動車をはじめ家電製品等の電気回路として使用されています。10 ページは自動車用に使用されている概略図で 11 ページはワイヤーハーネスの略図になります。この９ページの規格のカプラー差し作業を行う委託者が３者、この規格の作業を行う家内労働者が 54 人ということになります。１ページに戻っていただき、「４」の「表１」を見ると委託者数は前回調査した令和３年の 17 者から令和７年は 13 者と４者減少し、家内労働者は令和３年 329 人から令和７年 225 人と 104 人減少しています。

次に、３ページの「表８」をご確認ください。委託者数と家内労働者数の推移になります。電気最低工賃の適用を受けるワイヤーハーネスの規格品を委託する委託者は３者で前回調査から分かっておらず、家内労働者数は前回 80 人から 26 人減少し 54 人となっていますが、一定数いらっしゃるところです。

次に、４ページの「第９表」の「(２)」をご覧ください。令和４年４月以降、工賃単価を改正した委託者は９者で、最低工賃の適用を受ける３者とも工賃単価を改正していることが括弧の数字で分かるかと思います。「(４)」をご覧ください。最低工賃の適用を受ける３者について、今後家内労働者を増やしたいと回答したのが１者、変わらないと回答したのが２者となっています。

次に、５ページの「第 10 表」をご覧ください。最低工賃の適用を受ける委託者の設定工賃と家内労働者の工賃実績額等です。工賃額は１者が現行の最低工賃額と同じ 55 銭、２者が現行の最低工賃額を上回る 60 銭となっています。委託者

Ａの１時間当たりの工賃はＣの半額以下に、家内労働者ａは労働日数が 30 日、１日平均作業時間数が長いことから１時間換算額は他の家内労働者と比べ５分の１から７分の１と著しく低くなっており、平均すると１時間換算の工賃額は平均で 440 円となっています。

次に６ページも「第 11 表」は、最低工賃関する意見、要望を委託者・家内労働者に調査した結果になります。委託者からは１者だけですが厳しい状況が述べられています。家内労働者からは、工賃単価を上げてほしいという意見が多くなっております。

次に、７ページは電気最低工賃の変遷になります。現在のワイヤーハーネスは一番下の表で平成４年に新設されてから現在も適用されております。表の数字が入っている右側にハイフンになっているものは品目、工程、規格に係る最低工賃の設定が廃止されたことを意味しています。

次に、８ページをご覧ください。「労働局別ワイヤーハーネスカプラー差し１本あたりの工賃単価の決定状況」になります。現在熊本を含む 14 県でワイヤーハーネスのカプラー差しに係る最低工賃が設定されており、熊本と同じ長さ 50 センチを超え２メートル以下の仕様のもので設定されている県は色塗りしておりますが、熊本を除くと長野、静岡、愛知、島根、岡山、大分、宮崎、鹿児島の８県です。この８県の平均工賃単価は 55 銭と現在の熊本県の最低工賃と同額になります。

この８県のうち、当局で改正した令和５年４月 22 日以降に改正した県が５県あり、緑色で色塗りした部分の長野、愛知、岡山、鹿児島とオレンジ色の静岡です。長野が 60 銭、愛知が 68 銭、岡山が 61 銭、鹿児島が 58 銭、静岡が資料５のとおり 62 銭となっており、この５県の平均は 61 銭８厘と熊本の最低工賃より高くなっております。

資料５は先程の資料４の実態調査以降に改正された最低工賃として静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃と若干用途が限定されていますが、改正のプレスリリースになります。熊本と同じ規格の 50 ㎝を超え２ｍ以下の電線について行うカプラー差しについては、表の上から３段目を見ていただくと、改正前の 53 銭から９銭引き上げた 62 銭としているところです。静岡では熊本の最低工賃に比べ規格やチューブ差し、キャップ通しのような業務についても最低工賃が定められております。

事務局から以上です。

部会長　　ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明を踏まえ何かご質問がある方がおられましたら、挙手にてお願いします。

ないようですので、次の議題に入りたいと思います。議題６「熊本県電気最低工賃の改正審議について」です。

ここからは具体的な金額審議に入りますので、熊本地方労働審議会運営規程第５条の但し書きにより非公開とします。

（　以降、非公開　）